

総務常任委員会会議録

令和4年9月20日

宮古市議会

令和4年9月定例会議 総務常任委員会会議録目次

(9月20日)

議事日程	1
出席委員	2
欠席委員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	3
付託事件審査(3)	6
付託事件審査(4)	13
閉 会	14

宮古市議会総務常任委員会会議録

日 時
場 所

令和4年9月20日（火曜日） 午前10時
議事堂 議場

事 件

〔付託事件審査〕

- (1) 議案第10号 宮古市地域バス条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第11号 宮古市地域バス接続型デマンドタクシー条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第9号 宮古市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第13号 宮古市選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

〔説明事項〕

- (1) 普通財産（土地）の公売について
- (2) 普通財産（土地）の処分について

出席委員（7名）

松 本 尚 美 委 員 長	鳥 居 晋 副委員長
畠 山 智 章 委 員	古 館 博 委 員
中 嶋 勝 司 委 員	田 中 尚 委 員
竹 花 邦 彦 委 員	

欠席委員（0名）

説明のための出席者

〔付託事件審査〕

(1) (2)

企 画 部 長	多 田 康 君	公共交通推進係長	根 市 昇 君
---------	---------	----------	---------

(3)

総 務 部 長	若 江 清 隆 君	総 務 課 長	盛 合 正 寛 君
職 員 係 長	石 田 信 幸 君		

(4)

総 務 部 長	若 江 清 隆 君	選挙管理委員会 事 務 局 長	盛 合 正 寛 君
選挙管理委員会 事 務 局 次 長	菊 地 政 幸 君		

(1) (2)

総 務 部 長	若 江 清 隆 君	契約管財課長	菊 池 敦 君
管 財 係 長	田 鎖 潤 君	契約管財課主査	金 澤 利 幸 君

議会事務局出席者

局 長	佐々木 雅 明	次 長	前 川 克 寿
議会庶務事務員	中 村 奈津希		

開 会

午前10時00分 開会

○委員長（松本尚美君） おはようございます。ただいままでの出席は7名であります。定足数に達しておりますので、総務常任委員会を開会いたします。

本日の案件は付託事件審査4件、説明事項2件となっております。それでは委員会に付託された事件の審査を行います。議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでありますので省略をいたします。

○

付託事件審査（１） 宮古市地域バス条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） 議案第10号、宮古市地域バス条例の一部を改正する条例、を議題といたします。質疑のある方、挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ありませんね。質疑を終わります。

これから議案第10号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので、直ちにお諮りします。

議案第10号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第10号は原案可決すべきものと決定いたしました。

○

付託事件審査（２） 宮古市地域バス接続型デマンドタクシー条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） 次に議案第11号、宮古市地域バス接続型デマンドタクシー条例の一部を改正する条例、を議題といたします。質疑のある方、挙手願います。

田中委員。

○20番（田中尚君） はい。この提案されております条例自体につきましては賛成でありますけれども、このことを踏まえまして、つまり条例の名称がですね、地域バス接続型デマンドタクシーということで、企画部長もご存じのように、このデマンドの交通体系というのは非常に広いという理解をしておる一方でですね、これからの課題は旧宮古市を射程距離に入れているというふうに私は理解をしてるんですが、これは今までの部長の議会の答弁の中で示されておりますので、私はそういう理解であります。そうしたときにですね、従来、新里地域、それから川井地域、そして今回の田老地域、名称に示されましたように、先ほど可決いたしました地域バスを一つのベースにして、これに接続型のデマンドというふうなことでお考えがずっと来てるわけなんです。これはこれに関連しての質問なんです。宮古市の場合には、一つはこれが軸になるという理解はもちろんあるんですけども、そのほかの選択肢としてですね、いわゆるデマンドタクシー、あるいはデマンド交通という部分で、ざっくり言いまして、これに関連する形の質問で恐縮なんです。お考えがあればですね、この機会に伺いたいと思っております。

○委員長（松本尚美君） 多田企画部長。

○企画部長（多田康君） はい。今回の議案の提案につきましては、接続型ということでやらしていただいております。我々のデマンドに関する考え方としては、現在、県北バスのバス路線網、それから地域バス

のバス路線網があるので、そこにかぶるような形でのデマンドは、ちょっと今のところは考えにくいというふうに考えております。仮に、これでバス路線がなくなる地域があったとすると、そこにデマンドを入れる余地っていうのはあるのかなというふうに思っていますが、定時・定路線がある地域にデマンドを入れるっていうことは、多分共倒れを招く危険性を多くはらんでというふうに考えておるので、デマンドで利便性を図るっていうことはもちろん有効な策だと思っておりますが、現在のバス路線がこれほど充実してる地域に、直接デマンドを引いていくっていうのは、いささか時期尚早ではないかなというふうに考えてございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中尚君） 今、部長のお答えを伺っておりますけれども、一言で言うと共倒れになりかねないという表現に示されますようにですね、今の地域バスの担い手は県北さん、あるいはタクシー会社等々なんですが、主にはバス路線ということになりますと、県北バスさん、民間企業ではですね、そういうふうなのが今の交通事情だと思うんですが、そこに従来議論されてきた、あるいは様々な地域でのNPO法人も含めた取り組みで、そこに住む人々の足を確保しようという、いわゆる広い意味でのデマンドタクシー、デマンド交通というものを構築しちゃうと、そのことに伴うですね、今度は既存の業者との競争になったり、あるいは客の奪い合いになりかねないというふうな問題意識示されました。

そこで私は、この今そう思って、私これいただいたばかりの統計を持ってきたんですけど、それぞれのピームワンにしてもですね、もちろんコロナも背景にあると思うんですけども、それから106バスにしても、そもそも地域バスを走らせる市民の人口の度合いがですね、この5年間で、資料はあくまでも2年前のデータでありますけども、もう劇的に減ってるんですね。特に私が注目したのは、25ページの人口集中地区の状況を見ますとね、ええっと思ってびっくりしたんですが、これは人口集中地区の状況ということで、5年前2020年、2015年、この5か年の比なんですけど、実にですね宮古市の場合には、ここはどれぐらい減ってるかといいますと、4,740人減ってると、この5か年で。その後また2年経過してますので、多分実感とすればですね、さらに減少に加速がかかっているというふうには想像できるんですけども。

もし参考までにその辺の人口の減少というのはですね、当然これから旧宮古市のなんていいですか、こういう接続型のデマンド考える上でもですね、なかなか従来のような形で、料金の問題とか、いろいろ配慮してきて、何とか県北さんに頑張ってもらって、そこまでの区間をそんなに住民の負担にならないようなかたちなのが、この間の宮古市の取り組みだと私は理解をしておりますので、当然、旧宮古市もそういう形で交通過疎地域ですね。つまり、接続点に結ぶそのデマンドっていうことを考えたときに、これなかなか骨が折れるのかなって気もします。正直言いまして、川井地域もちろん広いんですけども、ある意味集落が路線ごとに限定されているのかなって気もするんですけども、そこいくと宮古はですね、半端なく広いんじゃないのかなっていう理解が私にあるんです。合併前の重茂地域、それから大きく言いますと花輪地域とかですね、等々です。

そういうときに一つの考え方として、実績を踏まえてっていうのは私も理解をしておりますし、さらにはそこから田老地区でも声が出たというふうなご説明をいただいておりますけども、実際にそこから漏れる方が出てくるというのは、もう既にこれから始めようとしております田老地区でもですね、そういう苦情の声がいただいているということも示されておりますので、そこはそこで、この接続型の路線も整備するけれども、そこはやっぱりしっかり実情を踏まえてですね、フォローするようなことが考えているという理解でいるんですが、そういう理解でいいのかどうか確認ですね。

○委員長（松本尚美君） 多田企画部長。

○企画部長（多田康君） はい。前半の人口集中地域、いわゆるD I Dについては、様々その総合計画であったり今、手をつけ始めた立地適正化計画みたいなもので、やっぱり拠点性っていうのをしっかりつくっていくまちづくりってのは、これから求められるんだろうというふうに思っております。その中で当然その、土木だけの話ではなくて、公共交通網をどう引いていくか、どういうふうに便利なまちをつくっていくかっていうのは、大きな課題であろうというふうに考えています。今、公共交通空白地をできるだけなくそうということで、うちのほうの公共交通網の形成計画でも取り組んでいるところです。

ですから我々は、いろんなこう交通機関とか、自家用車も含めてですけども、いろんな公共交通機関とか交通手段がある中で、それぞれ補完し合う形っていうのがベターではないかなというふうに考えています。多分鉄道だけでは問題解決出来ないんで、鉄道があればバスもある。バスもカバー出来ないところがあれば、地域バスを走らせる。地域バスでも行けない沢々があるのであれば、デマンドタクシーを走らせるというような形で今やってきております。それでも漏れるところは当然あって、そこは多分自家用車対応であるとか、近所の助け合いで乗せていくけども、みたいなことでやってるところがあります。そういうところにも今サービスを始めようということで、今回の補正予算でも別途提案させていただいておりますけども、田代地区ではコミュニティカーシェアリングみたいなのを始めようというような動きもありますので、そういう各種サービス、各種地域の力を使った形で、ご不便いただくことがない社会をつくっていくっていうのが我々の根底にあるところなので、様々な手段考えながら、いろいろご提案させていただきたいなというふうに考えているところでございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中尚君） 今の部長が具体的な地域名も挙げましてですね、一つの地域の取組の紹介をいただきましたけれども、そこもある意味これからですね、地域のつながり、コミュニティ、双方がですねカバーできるものとして、やはりNPO法人的な形ですね、地域のやっぱり元気な高齢者の方々の生きがいの保障にもなるし、ひいてはコミュニティづくりのやっぱりリーダーの役割ももしかしたら担ってもらえるかもしれない。そういった部分を考えますとですね、これから私はそういう分野の充実をですね、大いに期待しておりますので、これはこれとして了解したいと思います。私からは以上です。

○委員長（松本尚美君） はい。あとは質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですので質疑を終わります。

議案第11号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。

議案第11号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第11号は原案可決すべきものと決定しました。

説明員の入替えを行います。

付託事件審査（３） 宮古市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） 次に議案第９号、宮古市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、を議題といたします。

質疑のある方は挙手願います。先に説明かな。

はい、若江総務部長。

○総務部長（若江清隆君） はい。議案第９号、宮古市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、につきましては本会議で、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等をしようとするものでございますということでご説明させていただいたところでございます。本日、補足説明資料を提出させていただきました。この補足説明資料の内容につきましては、総務課長から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） はい。それでは宮古職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、この改正根拠、内容等につきましてご説明させていただきます。初めに、議案上程の根拠となります、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の改正内容についてご説明しまして、そのあと、条例案の構成概要について説明いたします。

それではお配りしました説明資料の１ページをお開きください。初めに、育児休業法や人事院規則、条例案に示されております非常勤職員についてご説明いたします。非常勤職員につきましては、令和２年４月、地方公務員法及び地方自治法の一部改正によりまして、任用の期間が定められている職、週の勤務時間が常勤よりも短時間である職員ということで整理されたところでございます。当市に置き換えますと、会計年度任用職員、再任用の短時間勤務職員、任期付きの短時間勤務職員が、非常勤職員に該当することとなります。

続きまして１、育児休業法の改正についてでございます。育児休業法の改正によりまして、育児休業取得の回数制限が緩和されることとなりました。上段の図と下段の図を比較してご覧いただければと思います。現行では原則として、１人の子につき１回とされていたところでございますが、この出生の日から５７日間以内に、育児休業、産後パパ育休という呼び方もします、産後パパ育休を取得した場合には、再び育児休業を取得することが可能となっておりました。改正後におきましては、育児休業、右側のアの部分ですが、１人の子につき２回まで取得できるようになっております。それに加えて、この出生の日から５７日間以内にも、産後パパ育休を２回まで取得することが可能とされたところでございます。

続きまして２ページをお開きください。２、人事院規則の改正内容、についてご説明いたします。人事院規則では、取得要件の緩和、子が１歳到達日以降の育児休業の取得の柔軟化、再度の育児休業取得に関する改正が行われております。上段の図が現行の制度でございます。１歳到達日までの育児休業をしている場合、引き続き１歳６か月到達日までの育児休業の取得が可能とされていたところでございます。改正後、こちらは子が１歳到達日から１歳６か月未満の期間の途中であっても、夫婦交代での育児休業の取得が可能とされたところでございます。また、育児休業の承認の執行、取消し事由に該当する場合などの特別な事情がある場合につきましては、１歳到達日から１歳６か月到達日までの育児休業の取得がさらに緩和されることとなりました。加えて、子が２歳に達する日までとする要件につきましても同様に緩和されたところでございます。図の特別の事情における１歳到達日のラインを中心に着目いただければと思います。Ａにつきましては、１歳到達日以前

の育児休業につきましても、継続していなくても1歳到達日以降の育児休業の取得が可能となることを示しているところでございます。Bは1歳到達日から1歳6か月到達日までの間で期間を定めて、柔軟に育児休業を取得することが可能となることを示しているところでございます。Cは、1歳到達日から1歳6か月到達日までの間で、育児休業の取得を2回まで取得することが可能となることを示しているところでございます。なお、1歳6か月到達日ラインの右側の部分、1歳6か月から2歳到達日までの育児休業、こちらにつきましても、同様に柔軟な育児休暇の取得が可能となることを示しているところでございます。

3ページをお開きください。(1)では、育児休業を取得することができる非常勤職員につきまして説明しているところでございます。取得要件が緩和されているという説明となっております。(2)では、先ほどご説明させていただきました、育児休業取得の柔軟化について説明しているところでございます。なお(3)には、原則2回目まで育児休業を取得することが可能となる回数制限の緩和によりまして、これまで育児休業に係る計画書の仕組みの簡素化が図られることを意味しております。具体的には、計画書の作成を削除するというものとなっております。また、任期を定めて採用される職員の中には、フルタイムの任期付職員もおりますので、非常勤職員と同様の取扱いとすることを説明しているところでございます。

最終4ページをお開きください。こちらは、一部改正条例の構成概要について、ご説明しているところでございます。第1条は、文言の修正など所要の整備をするものでございます。第2条は、非常勤職員の子の出生の日から57日間以内の育児休業、産後パパ育休及び子が1歳以上1歳6か月未満の期間における育児休業の取得の要件について定めているところでございます。第2条の3は、非常勤職員の育児休業の対象期間を子の1歳6か月到達日までとする要件について定めているものでございます。第2条の4は、非常勤職員の育児休業の対象期間を、子が2歳に達する日までとする要件について定めているものでございます。改正前の第2条の5は、育児休業法の改正により所要の改正を行うものでございます。また、改正前の第3条第5号は、取得回数制限の緩和措置を行うため、削除するものでございます。第3条第7号は、育児休業の取得について、任期付職員も非常勤職員と同様の取扱いをすることについて定めているものでございます。第3条の2は、育児休業法における条例で定める期間を57日間とすることについて定めているものでございます。第10条は、育児休業の取得回数制限の緩和に伴う措置について定めているものでございます。第13条は、育児休業法の改正に伴う所要の整備を行うものでございます。

以上が宮古市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の改正根拠・改正内容でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(松本尚美君) はい、説明をいただきました。質疑のある方、挙手願います。

竹花委員。

○21番(竹花邦彦君) それでは内容を理解をする意味で、幾つかお伺いをしたいと思います。まず最初に今日配付されました資料1ページ、上段に本条例改正での非常勤職員とは何かということで記載をされております。会計年度任用職員、再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員等々、三つの種類の職員だという規定ではありますが、それで現在当市において、1、2、3の対象となる職員は何人いらっしゃいますか。

○委員長(松本尚美君) 盛合総務課長。

○総務課長(盛合正寛君) はい、委員長、会計年度任用職員ということでお答えさせていただきます。9月1日時点で465名となっております。

○21番(竹花邦彦君) 2、3はいらっしゃるんですか。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） はい。申し訳ございません。今時点でに2番、3番に該当する職員はいません。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） それではですね、るる先ほど内容については説明がございましたが、この育児休業の取得要件の緩和について、会計年度任用職員については、さっきもあったようにフルタイムもあれば、短時間で勤務をしている会計年度任用職員もいるわけですが、全ての会計年度任用職員が該当するものだと、こういう理解でいいわけでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） はい、おっしゃるとおりでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） それではちょっと、内容についてご説明をいただきたいと思います。1ページの、育児休業の取得回数制限の緩和内容については理解をしていると。この産後パパ育休というのは、言わば、配偶者が男性の場合の意味ですね。産後パパですと、男性が言わば育休を取得するという意味合いですね。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） はい、おっしゃるとおりでございます。出産する女性の場合、出生後8週間までは産後休暇ということになります。男性の方を意味していると捉えていただいて結構です。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） 産前産後休暇からのその間に、女性の職員が産後休暇をとっているときに、配偶者の男性の方が育休をとることができると、こういう内容だということは理解をしました。そこで、この回数の緩和、これはいいことということも理解をするんですよ。なぜこういうふうに回数の制限緩和をしたのか、その背景はどういう背景があるわけですか。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） はい、いろいろな諸事情が出産に伴うことで起こってくると考えられます。例えば、産後休暇を取得することで配偶者の方が予定を、計画を立てていたとしても、その期間、どうしても体調を崩したりとか、そういった形で男性の職員といいますか、男性がこの間、対応に当たらざるを得ない、そういう実態も出てくるかと思います。現にそういった形で市職員も取得した実績もございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） 理解をいたしました。

続いて3ページ。ここの（1）非常勤職員の取得要件の緩和のですね①で、これはこの出生の日から57日間の末日から6か月を経過する日までにと、こういうふうに書いてあるわけですが、ここで意味は分かるわけですが、そのつまり任期が満了をすること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用…つまり、なんていいますかね、例えば会計年度任用職員でいくと、年度末を超えるような場合は取得出来ないよ、こういう意味なんだろうというふうに思いますが、その採用されないことが明らかではないというような表現になっているわけですが、少しこちら辺のですね、説明を少し具体的にいただきたいなというふうに思います。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） はい、こちらにつきましては、こういった職員が該当になるということでご理解いただければと思います。採用されないことが明らかでないということですので、継続しているという…ええと、

用語では二重否定という表記になっておりますので、対象となる職員がこういった方も対象になるよということと捉えていただければと思います。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） もう一度ちょっと今、要は私が聞きたいのはですね、例えば会計年度任用職員でいくと、1年ごとに、任期は1年なわけですね、当然継続をして雇用される場合もあるわけなので、つまりこのですね、取得ができる会計年度任用職員というのは、例えばなんていいますかね、あくまでもその会計年度、年度で判断をして、取得ができる、できないというふうに私はそう読み取ったわけですが、そうではないということ…言ってる意味わかりますか。

○委員長（松本尚美君） 石田職員係長。

○職員係長（石田信幸君） すいません。職員係長の石田と申します。私のほうから回答させていただきます。

会計年度任用職員につきましては、1会計年度を最大の任期として採用される職員ということになります。その中で竹花委員からもあったとおり、フルタイム、パートタイムという職員がございます。それで②番のほうにあるとおり、週3日以上、年128日の非常勤職員ということで、こういった方々が該当してくるわけでございますけれども、先ほど言われましたこちらで示している57日間の末日から6月を経過する日、現行では今、1歳6月ということで、1会計年度あふれての任期が、採用が明らかではないということだったんですけども、今回は6月までに任期が、採用が明らかではないということで、それ以降も任用されるかわからないっていう職員であっても、この産後パパ育休というものには該当する。この期間が延びまして育休を、例えば任期の末日、要は1会計年度の終了といったときにはですね、改めて再度の任用を行う採用試験を実施させていただいて、その上でその方が採用されれば、育休もどうしても継続してしまうということになってしまいます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） 理解をいたしました。問題はね、その逆にそのときに1会計年度が終わる、改めてそのときに育休を取得をしている職員については、次年度も継続をするかどうか、面接等々含めてですね、採用試験等を行ってやる。当然、法の趣旨からいってそのことが本人が働きたいという希望を持っている場合に、これを取得をしていることをもって、不利な言わば条件というか、当然そういったものは、法の趣旨からいってはいけないというふうに理解をするわけですが、当然、そういう認識でいいわけですね。いいというか、市当局もそういう考え方で現実取得をしている会計年度任用職員がいる、次年度も会計年度が終わって会計年度が始まる場合に働きたいといった希望を持った場合に、これが決して不利なといえますか、採用しないよというようなことにはならないと改めて確認をしたいんですが、その点はどうでしょう。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） はい、おっしゃるとおりでございます。育児休業を理由として不利な採用ということはありません。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） そこで2ページの表の点も含めて、人事院規則等の改正に伴う、現行改正後とあるわけですが、ここで言っている職員または配偶者、この配偶者というのは、いわば俗に言う民間企業等を含めて働いている配偶者も含まれるのだなというふうに理解をしたいわけですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） はい、おっしゃるとおりでございます。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） 3ページの（3）、再度の育児休業取得に関する改正、従来は育児休業等計画書というものがあったわけです。この仕組みを削除する、つまりこのところをね、もう少し詳しく、なぜこういうことになるのかちょっとご説明いただきたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） はい。これまで1回であったものが2回取得できるようになるという形になります。条例でいきますと、第10条のほうにこれまでの育児休業等計画書から短時間勤務計画書により申し出るという形になります。期間が柔軟に対応できるため、こういった形の表現となりました。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） そうすると育児休業計画書は、これは最初に出すときは出すよということなんですか。それとも最初から育児休業計画書というのは不要だというふうに理解をすべきものなんですか。そこら辺はどうでしょう。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） はい、育児休業を取得する前に提出していただく形になります。当然、1回きりという計画で立てていただけても、諸事情によって分散させなければならないという事情が予定期間のうちに発生することも想定されます。そういった場合には、再度取得することも可能となりますので、計画書のほうを再度提出していただくという形になるかと思います。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） そうすると育児休業計画書自体は出すよ、出さなきゃならないということなわけですね。だからもうちょっと私が理解できなかったのは、その「仕組みを削除する」という意味がちょっとね、ということなのかなあとと思ってちょっと疑問に思って聞いたわけです。こういう表現にならざるを得ない。いずれにしても計画書自体は、最初の計画書を出す、もしかして変更をする場合も、計画書自体は提出を求めますよ、こういう内容だというふうに今理解をしたわけですが、改めての確認の意味で、そういう理解でよろしいわけですか。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） はい、そのとおりの理解でよろしいです。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中尚君） はい。竹原委員の質疑の後を踏まえて、幾つか質問させていただきます。まず冒頭です。ね、今、宮古市の職員の中では会計年度任用職員は何人いるんだという答えの中に、465名というお答えいただいたわけでありますが、この465名のうちでパート、フルタイム、どういう人数になりますか。

○委員長（松本尚美君） 盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） はい。パートタイムが388、フルタイムが77という数字の内訳です。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中尚君） これの言わばすみ分けといいですか、振り分けといいですかね、例えばパートが平たい言い方しますと、なんで77名なんだと。こういう言い方は変ですけどもね、つまりそもそもですよ、私はこの地公法の本来の精神からいったらですよ、こういう形の採用条件というのは、本来の地方公務員法の精神が許

す範囲だと私は思っていない。したがって会計年度任用職員が導入される際にですね、私は少なくとも私どもは、反対の討論をした経緯がございます。簡単に言いますとね、同じ公共団体で働く職員の中に、しかも地方公務員という身分の中に、差別と分断を持ち込むようなね、そういう効果があるという点で非常にけしからん採用制度だということを指摘した思いがあります。

そこで伺いますが、今お答えいただきましたパートタイムマー、それからフルタイムですね、ざっくり聞きますけども、このパートの方々の形態は何種類ございますか。パートタイム採用、普通勤務時間8時間なんですけどもね、通常の労働基準法からいきますと。それ以上は時間外勤務だとか様々な問題が出てくるわけでありまして、ただし、パートタイムの場合には時間限定して働いてもらうということですから、フルタイムの場合には、当然、正規職員の方々の勤務条件と同じと私はそう理解するんですが、具体的にパートタイムの雇用形態というのは何種類ぐらいございますか。

○委員長（松本尚美君） 石田職員係長。

○職員係長（石田信幸君） すいません私のほうからお答えさせていただきます。パートタイムの形態につきましては、週の勤務時間でその勤務形態を分けさせていただいております、1週間の勤務が35時間、あとは31時間、少数でございますが29時間というものもございます。あとは、職種によりまして守衛とかですね、労務に当たる部分、そういったものも勤務時間が決められているところでございます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中尚君） それで1ページのですね、囲みの部分で説明いただいておりますけども、本当に日本語っていうのは難解だなと思うんですけども、特にも法律条例になりますとですね、もうほとんどもう、ちんぷんかんぷんの世界ですよ。そういう問題意識を持ちながら聞くんですが、そもそもこの解説内容はですね、非常勤職員とは、これ簡単に言いますと、正規職員と非正規職員という、こういう二つに大別されると思うんです。そういった意味からすると、説明をいただいている中身はですね、これはあくまでも非正規職員です。もっとわかりやすい言い方しますと、臨時職員です。従来はですね。そこで、1、2、3。これは私はね、なかなかすごくやっぱり東大の法学部でないと理解出来ないなと思っているんですが、まず一つは会計年度任用職員、説明として会計年度というのは単年度会計ですから、1年です。

その次の下、再任用短時間勤務職員。どういう内容かといいますと、これはですね、今、定年を間近にされている職員の方々の採用条件に関わる部分なんです、1年を超えない範囲で任期を定め、任期とする短時間勤務の職と。ここはですね、最初に私が伺いましたパートタイム労働とフルタイム労働とどう違って来るんだということも出てきますし、もっと言うと1年を超えない範囲っていうのはですね、会計年度、会計年度任用職員ですよ、ほとんどこれ、私の理解から言ったらば。

次に出てくるのが、任期付短時間勤務職員。ここで両方に共通するのは、短時間勤務ということなんです。短時間勤務というのはパートタイムなんです。これをですね、その会計年度任用職員のときには、パートタイム、フルタイム、今回2、3と新しい制度として、再任用短時間勤務、任期付短時間勤務ということで、これから具体化すると思うんですけども、実はもう町村段階ではこの問題で相当かんかんがくがく議論になっている職場もあると私は聞いております。具体的なことを言いますと、ある町ではですね、課長さんが定年で退職すると。そうなったときに当然、2か3の条件の採用になると思うんですけども、どういうことが問題になったかという、いや、課長職だと。定年になった途端に、こういうふうな採用に身分が変わっちゃうとね、じゃあ議会答弁どうすんだということは具体的にはですね、何か出てる自治体もあったというふうに聞いており

ます。

したがって、これは私の理解はですよ、安上がり行政の典型なんですよ。つまりよく言えば、これは年金制度の改悪ともリンクする部分なんです。どんどん年金の受給資格を先送りするもんですから、60歳、58歳で退職してもですね、収入がやっぱりもうなくなってしまうと。そこを言わばつなぐために、こういうものが持ち込まれたというのが私の理解なんです、これは先ほど竹花議員も質問したと思うんですが、どういう意図でですね、なおかつこういう身分条件に関わる部分に関しては、職員組合のやっぱり理解がないと私は不可能だと思っているんですが、どういうところに一番の狙いがあるってですね、このような非常勤職員、従来でいうといわば臨時職員って一言で片づけられてきた部分なんです、とてもとても難しい日本語を用いてですね、採用を使い分けるといってもなかなか大変だなと思うんですが、この背景につきましてはどのように理解したらいいのかですね。ざっくりとお答えいただきます。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。申し訳ございません。今日の審査のについては、条例の改正についての内容になっておりますから、今コメントを求めますけれども、それ以上の質疑されますか。

○20番（田中尚君） 委員長。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中尚君） それ以上の質疑と言いますけれども、今回提案された中身を理解する上でですね、いいか悪いか判断する上で私は必要な部分だと思って聞いておりますので。

○委員長（松本尚美君） わかりました。コメントは求めますけれども、回答を求めますけれども、この非常勤職員の内容についての議論に今、特化してる形になっておりますから、それを理解するってのはわかりますけれども、これ以上議論をする場ではないというふうに判断しますが、どうでしょうかということです。

○20番（田中尚君） 委員長。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中尚君） 委員長は私の質問にはいつもそういう形で発言時間を封じようとしますが、ちょっとそこはね、提案された中身100%そこに絞って質疑をしない、こういう委員長の指摘だと思っております。そういう理解でいいですか。

○委員長（松本尚美君） 基本的には田中委員がおっしゃることも分かるんですけども。

○20番（田中尚君） 委員長もそういう質疑をするという前提で私にですね、質問を認めないと。

○委員長（松本尚美君） 簡単に言うと。今日の審査はですね、非常勤職員に関わる条例の改正ではございませんので、あくまでも育児休業に関わる審査という条例の改正ですから、そこにポイントを絞っていただけないでしょうかということです。理解するという意味では、確認の意味ではわかりますけれども。これはこの議論がさらに続くと、今日の審査のポイントとはずれてくるのではないかと思います。

田中委員。

○20番（田中尚君） 委員長の受け止め、問題意識、私も理解する部分がありますので、本来の議案の趣旨に絞って、質疑をもっと効率的にしないというふうに指摘をいただいたとっておりますので、そういった部分では、お答えするだろうということでもありますけれども、私の問題意識はそういうことですので。そもそも育休、従来はこういう方々には認められなかった。正職員の方にはこういうふうな身分といいますか、労働条件が適用されていたということからですね、じゃあどっだけ違うのってということで、私はちょっと理解を深めるつもりで聞いてたんですが、この提案自体はよくなりましたので。

○委員長（松本尚美君） はいわかりました。盛合総務課長。田中委員の背景を含めてですね、はいコメントをお願いします。

盛合総務課長。

○総務課長（盛合正寛君） 年金受給の接続までの間ということで、多様な働き方が求められてきているという、そういった社会情勢だと認識しております。その中で生まれてきた制度の一つかと認識しておりました。今後とも国の動向を確認しながら、こういった職員体制、制度がふさわしいものか。宮古市に導入するにふさわしいものか、その部分について今後も議論させていただきたいと思っております。

○委員長（松本尚美君） 田中委員。

○20番（田中尚君） 委員長の指摘を受け止めて終わります。

○委員長（松本尚美君） あと、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですので、質疑を終わります。

議案第9号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。

議案第9号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。

よって議案第9号は、原案可決すべきものと決定しました。

説明員の入替えを行います。準備はよろしいですか。はい。

○

付託事件審査（４） 宮古市選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

○委員長（松本尚美君） 次に議案第13号、宮古市選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例、を議題といたします。質疑のある方、挙手願います。

田中委員。

○20番（田中尚君） 簡単に伺います。今回私どもに示されました引上げ幅、この根拠は何を根拠にしたものか、伺いたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 盛合選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（盛合正寛君） はい、今回の改正につきましては公職選挙法の改正に伴うものでございます。

○委員長（松本尚美君） あと質疑はございますか。

竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） 田中委員の問題認識と私も一致しております。改めて伺います。それぞれ自動車の借り上げあるいはビラポスター等の作成に係る公費負担の限度額が引上げられると、引上げをしますよという内容。その引上げ幅のこのぐらいの額に上がった根拠、つまり物価上昇なのか、そういったものがもし「こういった理由でこの額ですよ」というのがですね、分かるのであればご説明をいただきたい。田中委員も多分

そういう趣旨での質問だったというふうに理解しますので。

○委員長（松本尚美君） 盛合選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（盛合正寛君） 申し訳ございませんでした。公営単価の改定につきましては、3年に1度の参議院通常選挙の年に基準額の見直しを行うことが通例とされているところでございます。今回につきましては、物価高騰の影響、変動の影響、あとは消費税の引上げという形になります。

○委員長（松本尚美君） 竹花委員。

○21番（竹花邦彦君） はい。物価等の状況を勘案をして、今回の引上げ額になったということについては理解をいたします。

そこで二つ目です。一応、公布の日から施行するというところでありますので、これ現時点で本定例会議で条例可決がされたら、直ちに交付という考えなのか、もちろん宮古市議会の場合は既に市議選も終わってますし、次は市長選という時期なわけです。ただ、市長選まではまだ時期があるわけですが、ただ、これもちょっとあれですが、どういう状況になるか、今後の状況自体はですね、選挙があるかもしれないという状況もありますので、一応交付の時期等について考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

○委員長（松本尚美君） 盛合選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（盛合正寛君） はい、お答えいたします。今回、議決いただければその日、公布の日からという形で考えているところでございます。遡る予定はございません。

○委員長（松本尚美君） あと質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですので、質疑を終わります。

議案第13号に対する討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） ないようですので直ちにお諮りします。議案第13号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。よって議案第13号は原案可決すべきものと決定しました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

お諮りします。9月30日の本会議における、議案第9号から議案第11号及び議案第13号の委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（松本尚美君） 異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終わります。

〔説明事項 割愛〕

午前11時21分 閉会

○

総務常任委員長 松本尚美